

了鳥取県公報

平成18年9月29日(金) 第7826号

每週火·金曜日発行

		目 次
規	則	鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
		規則(77)(産業技術センター)1
訓	\$	鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (12) (政策法務室) …1
告	示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関
		の名称等の一部改正 (703) (指導管理課)9
		生活保護法による介護機関の指定 (704) (福祉保健課)10
		生活保護法による介護機関の変更の届出 (705) (")10
		生活保護法による介護機関の休止の届出 (706) (")11
		生活保護法による介護機関の廃止の届出 (707) (〃)11
		障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (708) (障害福祉課)11
		保安林の指定の解除 (2件) (709・710) (森林保全課)12
教委	規則	鳥取県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 (19) (教育総務課)12
公	告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知
		(2件) (森林保全課)
		規則

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県規則第77号

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例 (平成18年鳥取県条例第32号) の施行期日は、平成18年 10月1日とする。

訓	令
H/'I	~

鳥取県訓令第12号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細分の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細分(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細分の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細分(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細分の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細分の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条) 第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取扱い (第56条 - 第63条) 扱い (第56条 - 第63条) 第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略 (1) (第47条 - 第55条) 扱い (第47条 - 第55条) 第4章 雑則 (第56条 - 第58条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略	改 正 後	改 正 前
第1章及び第2章 略 第3章 総合事務所以外の地方機関等における文書 等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条) 第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取 扱い (第56条 - 第63条) 第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略		
第3章 総合事務所以外の地方機関等における文書 等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条) 第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取扱い (第56条 - 第63条) 第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略	目次	目次
等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条) 第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条) 扱い (第56条 - 第63条) 第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略 (2, 第4章 雑則 (第56条 - 第58条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (4) 略 (5) 略	第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取扱い(第56条 - 第63条) 第5章 雑則(第64条 - 第66条) 附則 第4章 雑則(第56条 - 第58条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (4) 略 (5) 略 (6) 略	第3章 総合事務所以外の地方機関等における文書	第3章 地方機関等における文書等に係る事務の取
接い (第56条 - 第63条) 第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 附則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略 (1) (第56条 - 第58条) (1) (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 (平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略	等に係る事務の取扱い (第47条 - 第55条)	扱い (第47条 - 第55条)
第5章 雑則 (第64条 - 第66条) 第4章 雑則 (第56条 - 第58条) 所則 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (1)~(3) 略 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	第4章 総合事務所における文書等に係る事務の取	
附則	扱い (第56条 - 第63条)_	
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (1)~(3) 略 (1)~(3) 略	第5章 雑則 (第64条 - 第66条)	<u>第4章</u> 雑則 (<u>第56条</u> - <u>第58条</u>)
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略	附則	附則
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (6) 略		
意義は、当該各号に定めるところによる。 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3) 略 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (4) 略 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	(定義)	(定義)
(1)~(3) 略 (1)~(3) 略 (4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (4) 略 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の
(4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	意義は、当該各号に定めるところによる。	意義は、当該各号に定めるところによる。
成15年鳥取県条例第40号) 第 1 条の規定により設置された総合事務所をいう。 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
置された総合事務所をいう。 (5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	(4) 総合事務所 鳥取県総合事務所設置条例 (平	
(5) 略 (4) 略 (6) 略 (5) 略	成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設	
(6) 略 (5) 略	置された総合事務所をいう。_	
	<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略
(7) mg	<u>(6)</u> 略	<u>(5)</u> 略
	<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(8)</u> 略	(8) 略	<u>(7)</u> 略
<u>(9)</u> 略	(9) 略	<u>(8)</u> 略
<u>(10)</u> 略	(10) 略	<u>(9)</u> 略

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 関連協議 起案文書について、起案者がその 上司 (当該起案文書に係る正当決裁権者及び回議 を受ける者を除く。) に伺いをし、又は所管課若 しくは地方機関等(内部組織を置く地方機関等に あっては、内部組織とする。第16号において同じ。) の職員に協議するための手続をいう。
- <u>(15)</u> 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

(所管課等の長の責務)

- 第3条 所管課又は地方機関等(総合事務所にあって│第3条 所管課又は地方機関等の長は、当該所管課又 は、局 (鳥取県行政組織規則第30条第1項の表の第 2欄に掲げる局をいう。以下同じ。) とする。以下 この条、次条及び第65条において同じ。)の長は、 当該所管課又は地方機関等における文書等に係る事 務の管理の状況を把握し、当該事務が円滑かつ適正 に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとす る。
- 2 略

(この訓令の適用)

ついては次章、総合事務所以外の地方機関等におけ る文書等に係る事務の取扱いについては第3章、総 合事務所における文書等に係る事務の取扱いについ ては第4章に定めるところによるものとする。

(協議等文書の確認の方法)

第28条 第2条第16号の確認は、該当文書の余白に協|第28条 第2条第15号の確認は、該当文書の余白に協 議を受けた者の職氏名及び協議を受けた年月日を記 載して、所管課の長が署名し、又は押印することに より行うものとする。

(電子メールによる電子施行文書の送信等)

第40条 略

- 2~5 略
- 6 次条に規定するもののほか、所管課の職員は、政

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 関連協議 起案文書について、起案者がその 上司(当該起案文書に係る正当決裁権者及び回議 を受ける者を除く。) に伺いをし、又は所管課若 しくは地方機関等(内部組織を置く地方機関等に あっては、内部組織とする。第15号において同じ。) の職員に協議するための手続をいう。
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

(所管課等の長の責務)

は地方機関等における文書等に係る事務の管理の状 況を把握し、当該事務が円滑かつ適正に行われるよ う所属の職員を指揮監督するものとする。

2 略

(この訓令の適用)

第5条 本庁等における文書等に係る事務の取扱いに │第5条 本庁等における文書等に係る事務の取扱いに ついては次章、地方機関等における文書等に係る事 務の取扱いについては第3章に定めるところによる ものとする。

(協議等文書の確認の方法)

議を受けた者の職氏名及び協議を受けた年月日を記 載して、所管課の長が署名し、又は押印することに より行うものとする。

(電子メールによる電子施行文書の送信等)

第40条 略

2~5 略

策法務室長の承認を得て、電子計算機を利用して、 電磁的方法により、電子文書 (県の作成に係るもの であること又は内容の改変が行われていないことの 確認を要するものに限る。) を送信することができ る。

(保存等)

第45条 略

- 存するものを除く。) に完結簿冊 (当該完結電子簿 冊に係る簿冊等をいう。以下同じ。) がない場合に おいて、当該完結電子簿冊の保存期間が満了したと きは、所管課の文書管理主任は、別に定めるところ により、当該完結電子簿冊について廃棄に係る手続 をするものとする。ただし、別に定める完結電子 簿冊は、引き続き保存することができる。
- 3 完結電子簿冊について、完結簿冊がある場合は、 次に定めるところにより取り扱うものとする。 (1)~(4) 略
 - (5) 前号の規定により政策法務室に引き継がれた 完結簿冊は、当該完結簿冊に係る完結電子簿冊の 保存期間が満了するまで (第6項の規定により公 文書館で保存するものにあっては、公文書館に引 き継ぐまで)の間、政策法務室において保存する こと。
- 4 保存簿冊がある完結電子簿冊 (第6項の規定によ リ公文書館で保存するものを除く。) の保存期間が 満了したときは、政策法務室において、別に定める ところにより、当該完結電子簿冊について廃棄に係 る手続をするものとする。ただし、別に定める完結 電子簿冊は、引き続き保存することができる。

5 及び 6略

第3章 総合事務所以外の地方機関等における 文書等に係る事務の取扱い

(文書及び郵便物等の受領)

- 第47条 地方機関等 (総合事務所を除く。) に到達す 第47条 地方機関等に到達する文書及び郵便物等は、 る文書及び郵便物等は、文書管理主任が受領し、受 付印 (様式第2号) を押印するものとする。
- 2 略

(内部組織を置く地方機関等における文書及び郵便物 (内部組織を置く地方機関等における文書及び郵便物

(保存等)

第45条 略

- 2 完結電子簿冊 (第6項の規定により公文書館で保 2 完結電子簿冊 (第7項の規定により公文書館で保 存するものを除く。) に完結簿冊 (当該完結電子簿 冊に係る簿冊等をいう。以下同じ。) がない場合に おいて、当該完結電子簿冊の保存期間が満了したと きは、所管課の文書管理主任は、別に定めるところ により、当該完結電子簿冊について廃棄に係る手続 をするものとする。ただし、別に定める完結電子簿 冊は、引き続き保存することができる。
 - 3 完結電子簿冊について、完結簿冊がある場合は、 次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1)~(4) 略

- (5) 前号の規定により政策法務室に引き継がれた 完結簿冊は、当該完結簿冊に係る完結電子簿冊の 保存期間が満了するまで (第7項の規定により公 文書館で保存するものにあっては、公文書館に引 き継ぐまで)の間、政策法務室において保存する こと。
- 4 保存簿冊がある完結電子簿冊 (第7項の規定によ リ公文書館で保存するものを除く。) の保存期間が 満了したときは、政策法務室において、別に定める ところにより、当該完結電子簿冊について廃棄に係 る手続をするものとする。ただし、別に定める完結 電子簿冊は、引き続き保存することができる。

5 及び 6略

第3章 地方機関等における文書等に係る事務 の取扱い

(文書及び郵便物等の受領)

- 文書管理主任が受領し、受付印 (様式第2号) を押 印するものとする。
- 2 略

等の配布)

く。) においては、文書管理主任は、受付文書を当 該文書に係る事務を所掌する内部組織の長に配布す する内部組織の長に配布するものとする。 るものとする。

(回議)

のとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。

(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文

ア略

イ略

(2)及び(3) 略

2 及び3 略

(その他の取扱い)

方機関等 (総合事務所を除く。) における文書の取 扱いについては、前章(第45条第3項を除く。)の 規定の例によるものとする。

> 第4章 総合事務所における文書等に係る事務 の取扱い

(文書及び郵便物等の受領及び受付)

- 第56条 総合事務所に到達する文書及び郵便物等は、 県民局において受領し、それぞれの文書等を所管す る局に配布するものとする。
- 2 文書管理主任は、県民局から配布された文書及び 郵便物等を受領し、受付印 (様式第2号) を押印す るものとする。
- 3 文書管理主任は、前項の規定により受領し、受付 印 (様式第2号) を押印した文書 (以下この章にお いて「受付文書」という。) のうち書留郵便等につ いては、特別文書受領簿 (様式第1号) に必要事項

等の配布)

第48条 内部組織を置く地方機関等 (総合事務所を除 第48条 内部組織を置く地方機関等においては、文書 管理主任は、受付文書を当該文書に係る事務を所掌

(回議)

第51条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするも│第51条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするも のとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。

(1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文

ア略

イ 総合事務所にあっては、起案文書に係る事務 を所掌する総合事務所長及び局長 (鳥取県行政 組織規則第30条第1項の表の第2欄に掲げる局 の長をいう。以下同じ。)

ウ略

(2)及び(3) 略

(4) 正当決裁権者が総合事務所長である事項に係 る起案文書 起案文書に係る事務を所掌する局長 及び総合事務所長が必要と認める内部組織の長

2及び3 略

(その他の取扱い)

第55条 第47条から前条までに定めるもののほか、地│第55条 第47条から前条までに定めるもののほか、地 方機関等における文書の取扱いについては、前章 (第45条第3項を除く。)の規定の例によるものとす る。

を記載するものとする。

(文書及び郵便物等の配布)

- 第57条 文書管理主任は、受付文書を当該文書に係る 事務を所掌する内部組織の長に配布するものとする。
- 2 内部組織の長は、前項の規定により受付文書の配布を受けたときは、必要に応じ処理の方針及び期限を示し、担当係長等に配布するものとする。この場合において、事務の処理の期限は、配布する文書に事務の処理の期限が記載されているときは当該期限とし、事務の処理の期限が記載されていないときは担当係長等と協議して設定した事務の処理の期限とする。

(未済文書に係る措置)

第58条 内部組織の長は、当該内部組織における文書等の処理状況を電子申請等システム等により常に把握し、未済文書に係る事務の処理を促進するため、担当係長等に対する督促その他必要な措置を講ずるものとする。

(回議)

- 第59条 起案文書は、決裁を受ける前に回議をするものとし、回議を受ける者は、次のとおりとする。
 - (1) 正当決裁権者が知事である事項に係る起案文書 総合事務所長及び起案文書に係る事務を所掌する局長
 - (2)正当決裁権者が総合事務所長である事項に係る起案文書起案文書に係る事務を所掌する局長及び総合事務所長が必要と認める内部組織の長
- 2 前項の回議を受ける者が不在のため当該起案文書 に係る事務の処理が滞るおそれがあるときは、その 者に代えて総合事務所長があらかじめ指名する者が 回議を受けることができるものとする。
- 3 起案文書の回議を受けた者は、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により、回議に係る承認をするものとする。

(文書管理主任の審査)

第60条 文書管理主任による第4条第3項第4号に規 定する審査は、起案文書 (次条各号に掲げる起案文 書を除く。) が決裁された後に行うものとする。

(政策法務室の審査)

- 第61条 次に掲げる起案文書が決裁されたときは、政 策法務室の審査を受けなければならない。
 - (1) 政策法務室長が管守者である公印を押印する 必要がある施行文書に係る起案文書
 - (2) 鳥取県公印規程第6条第4号又は第5号に掲 げる文書であって、発信者の名義が知事又は出納 長であるものに係る起案文書

(公印の押印等)

- 第62条 内部組織の職員は、施行文書 (公印省略文書 を除く。) に、鳥取県公印規程第5条第1項の定め るところにより公印を押印するものとする。
- 2 内部組織の職員は、前項の規定により押印した施 行文書を総合事務所長があらかじめ指名する局の文 書管理主任に提示するものとする。
- 3 前項の文書管理主任は、同項の規定により提示さ れた施行文書について、電子申請等システムを利用 して、当該施行文書に係る起案文書との確認を行い、 内部組織の職員に返付するものとする。
- 4 前項の規定により確認を行った同項の文書管理主 任は、電子申請等システムを利用して、電磁的方法 により、施行文書に係る確認をしたことを登録する ものとする。
- 5 前3項の規定は、第1項の規定により押印した公 印の管守者が政策法務室長である場合について準用 する。この場合において、「総合事務所長があらか じめ指名する局の文書管理主任」とあるのは「政策 法務室の職員」と読み替えるものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、施行文書が公印 省略文書の場合について準用する。この場合におい て、「総合事務所長があらかじめ指名する局」とあ るのは「局」と読み替えるものとする。

_(その他の取扱い)

第63条 第56条から前条までに定めるもののほか、総 合事務所における文書の取扱いについては、第2章 (第45条第3項を除く。) の規定の例によるものとす る。

第5章 雑則

(執務時間外等における文書の管理)

第4章 雑則

(執務時間外等における文書の管理)

第64条 略

(文書の取扱いの特例)

扱いが前3章の規定により難いときは、あらかじめ 政策法務室長の承認を得て別の取扱いをすることが できる。これを変更しようとするときも、同様とす る。

(電磁的方式による処理)

第66条 略

様式第1号(第6条、第47条、第56条関係)略

様式第2号(第8条、第47条、第56条関係)略

第56条 略

(文書の取扱いの特例)

第65条 所管課の長又は地方機関等の長は、文書の取│第57条 所管課の長又は地方機関等の長は、文書の取 扱いが前2章の規定により難いときは、あらかじめ 政策法務室長の承認を得て別の取扱いをすることが できる。これを変更しようとするときも、同様とす る。

(電磁的方式による処理)

第58条 略

様式第1号(第6条、第47条関係)

様式第2号(第8条、第47条関係)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(鳥取県施行文書書式規程の一部改正)

2 鳥取県施行文書書式規程 (昭和32年鳥取県訓令第8号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(総則)

第1条 知事の事務部局(鳥取県文書等に係る事務の | 第1条 知事の事務部局(鳥取県文書等に係る事務の 管理に関する規程 (平成16年鳥取県訓令第13号。以 下「文書規程」という。) 第2条第5号に規定する 知事の事務部局をいう。) における施行文書の書式 は、別に定めるもののほか、この規程の定めるとこ ろによる。

(施行文書の番号)

- 第3条 施行文書には次の各号によって番号を付けな | 第3条 施行文書には次の各号によって番号を付けな ければならない。
 - (1) 略
 - (2) 内訓及び往復文は、文書規程第22条の規定に より電子申請等システム (文書規程第2条第12号 に規定する電子申請等システムをいう。以下同じ。) を利用して取得した番号によること。
 - (3) 略

(総則)

管理に関する規程 (平成16年鳥取県訓令第13号。以 下「文書規程」という。) 第2条第4号に規定する 知事の事務部局をいう。) における施行文書の書式 は、別に定めるもののほか、この規程の定めるとこ ろによる。

(施行文書の番号)

- ければならない。
- (1) 略
- (2) 内訓及び往復文は、文書規程第22条の規定に より電子申請等システム (文書規程第2条第11号 に規定する電子申請等システムをいう。以下同じ。) を利用して取得した番号によること。
- (3) 略

(鳥取県文書等の整理、保管及び保存に関する規程の一部改正)

3 鳥取県文書等の整理、保管及び保存に関する規程 (平成16年鳥取県訓令第14号) の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(引き続き保存する完結電子簿冊)

項ただし書の別に定める完結電子簿冊は、当該完結 電子簿冊に係る事務が継続していることその他特別 の事由により引き続き保存する必要がある完結電子 簿冊であって、所管課長からの申出に基づき政策法 務室長がやむを得ないと認めたものとする。

(公文書館において保存する文書)

又は保存期間が満了した完結電子簿冊若しくは保存 簿冊は、次に掲げる文書等とする。

(1)~(3) 略

(引き続き保存する完結電子簿冊)

第16条 文書規程第45条第2項ただし書及び同条第4 第16条 文書規程第45条第2項ただし書及び同条第5 項ただし書の別に定める完結電子簿冊は、当該完結 電子簿冊に係る事務が継続していることその他特別 の事由により引き続き保存する必要がある完結電子 簿冊であって、所管課長からの申出に基づき政策法 務室長がやむを得ないと認めたものとする。

(公文書館において保存する文書)

第17条 文書規程第45条第6項の別に定める保存簿冊 第17条 文書規程第45条第7項の別に定める保存簿冊 又は保存期間が満了した完結電子簿冊若しくは保存 簿冊は、次に掲げる文書等とする。

(1)~(3) 略

告 示

鳥取県告示第703号

平成14年鳥取県告示第206号 (鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関の名 称等について)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

		改	正	後	Ž					改		正	Ī	前		
1	鳥取県指	定金融機	関					1	鳥取県	指定金	金融機	関				
	名	称	取	扱	店	舗			名	Ŧ	尔		取 扱	店	舗	
	株式会社	山陰合同	日本国内	こ所在	する	本店、	支		株式会社	生山陰	合同	日本国	内に所	生する	る本店、	支
	銀行		店 (西郷5	支店、	浦组	『支店』	ひび		銀行			店 (西	郷支店、	浦鄉	郎支店及	えび
			海士支店を	を除く	。) <u>、</u>	出張所	<u> </u>					海士支	店を除	<.)	及び出	出張

10 平成18年9月29日 金曜日 鳥 取 県 公 報

第7826号

び代理店	<u>所</u>

鳥取県告示第704号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善博

1 居宅介護事業者

名 称		主たる事務所の所在	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の種	指定年月日
		地	の名称	の所在地	類	相处平月口
鳥取商	事株	鳥取市南吉方一丁目	デイサービスセ	鳥取市相生町二	認知症対応型通所	平成18年9月1日
式会社		63 - 1	ンターのどか	丁目452 - 1	介護	
メディ	カ・	米子市昭和町25	小規模多機能型	米子市冨士見町	小規模多機能型居	
サポー	ト株		デイサービスつ	二丁目132	宅介護	"
式会社			どい			

2 介護予防事業者

	ナたっ声数にのにた	介護予防事業所	人类又及事类氏	人雄マ欣恵光の廷	
名称			介護予防事業所	介護予防事業の種	指定年月日
口彻	地	の名称	の所在地	類	相处千万口
社会福祉法	境港市誠道町2083	社会福祉法人こ	鳥取市秋里1181	介護予防認知症対	平成18年9月21日
人こうほう		うほうえん鳥取		応型通所介護	
えん		市北デイサービ			
		スセンター			
こおげ建設	八頭郡八頭町宮谷	ケアサービス鳥	鳥取市徳尾189 -	介護予防福祉用具	"
株式会社	200 - 2	取	1	貸与	"

鳥取県告示第705号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地及び名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月29日

名	称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所 在地	変更年月日
医療法人養和	和会	米子市上後藤三丁目	養和病院短期入所生活介	米子市上後藤三丁目	平成18年9月1日
		5 - 1	護施設	5 - 1	

鳥取県告示第706号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在 地	休止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目	デイサービスセンター仁	米子市上後藤三丁目5-	平成18年9月1日
	5 - 1	風荘	1	

鳥取県告示第707号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在	居宅介護事業所の名	居宅介護事業所の所在	廃止年月日
10 170	地	称	地	廃止牛月口
鳥取いなば農業協同	鳥取市湖山町東五丁	JA鳥取いなば福祉	鳥取市湖山町東五丁目	平成18年8月1日
組合	目261	センター	261	
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目	ホームヘルプステー	米子市上後藤三丁目5-	平成18年9月1日
	5 - 1	ション仁風荘	1	

鳥取県告示第708号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月29日

開設者の氏	関乳老の住所	設者の住所		指定自立支援医療機	自立支援医療	指定年月日	
名又は名称	用政省の注例			関の所在地	の種類	相处千月口	
医療法人養	米子市上後藤三丁目	医療法人養和会 養	和	米子市上後藤三丁目	精神通院医療	平成18年	
和会	5 - 1	病院		5 - 1		9月11日	
養和病院理							
事長							

12 平成18年9月29日 金曜日 鳥 取 県 公 報

第7826号

廣江 弌

鳥取県告示第709号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 解除に係る保安林の所在場所鳥取市賀露町字西浜1757の1280、1757の1281、1757の1283
- 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

鳥取県告示第710号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 解除に係る保安林の所在場所 鳥取市賀露町字西浜1757の1280
- 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

教育委員会規則

鳥取県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第19号

鳥取県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会公告式規則 (昭和25年鳥取県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
第3条略	第3条 略 2 公報は管下市町村に配付しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

公		告

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月29日

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成18年8月29日付鳥取県告示第623号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩崎	たる	鳥取市岩坪字東谷1326の 1
		II .
宮本	潔	
景下/	(重子	n .
景山	彌	n .
上杉	孝治	n .
西尾	義晴	n .
前田	二郎	n .
前田	繁春	II .
前野	亀喜	II .
前野	耕三	n .
村上	貢	n .
大下	愿	n .
大上	弘明	n .

大野木秀雄	II .
滝本 正德	ıı .
谷村 重壽	ıı .
竹内 正枝	ıı .
中谷 誠	"
島津 光詮	ıı .
島津 茂	"
福島つね子	"
岩崎 たる	鳥取市岩坪字東谷1327
宮本 潔	"
景下八重子	"
景山 彌	ıı .
上杉 孝治	"
西尾 義晴	II .
前田 二郎	ıı .
前田 繁春	n .
前野 亀喜	ıı .
前野 耕三	ıı .
村上 貢	ıı .
大下 愿	ıı .
大上 弘明	ıı .
大野木秀雄	ıı .
滝本 正德	ıı .
谷村 重壽	ıı .
竹内 正枝	ıı .
中谷 誠	II .
島津 光詮	II .
島津 茂	II .
福島つね子	И
岩崎 たる	鳥取市岩坪字東谷1327の 1
宮本 潔	II .
景下八重子	II .
景山 彌	II .
上杉 孝治	II .
西尾 義晴	II .
前田 二郎	II .
前田 繁春	ıı .
前野 亀喜	n .
前野 耕三	n .
村上 貢	n
大下 愿	n .
大上 弘明	n .
大野木秀雄	n .
I	

	滝本 正德	II .
	谷村 重壽	И
	竹内 正枝	И
	中谷 誠	II .
	島津 光詮	II .
	島津 茂	II .
	福島つね子	И
	岩崎 たる	鳥取市岩坪字東谷1327の 2
	宮本 潔	n .
	景下八重子	ıı .
	景山 彌	II .
	上杉 孝治	II .
	西尾 義晴	II .
	前田 二郎	II .
	前田 繁春	II .
	前野 亀喜	II .
	前野 耕三	II .
	村上 貢	II .
	大下 愿	II .
	大上 弘明	II .
	大野木秀雄	II .
	滝本 正德	II .
	谷村 重壽	II .
	竹内 正枝	И
	中谷 誠	И
	島津 光詮	И
_	島津 茂	II .
_	福島つね子	n .
_	岩崎 たる	鳥取市岩坪字東谷1327の3
_	宮本潔	II .
	景下八重子	II .
_	景山 彌	II .
	上杉 孝治	II .
	西尾 義晴	ll .
	前田 二郎	ll .
	前田 繁春	II .
	前野 亀喜	ll .
	前野耕三	ll .
	村上	II .
	大下愿	"
	大上 弘明	"
	大野木秀雄	II .
	滝本 正德	"

10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
☆++	
谷村 重壽	"
竹内 正枝	"
中谷 誠	ll l
島津・光詮	ll l
島津 茂	ll .
福島つね子	II .
岩崎たる	鳥取市岩坪字東谷1327の 4
宮本 潔	II .
景下八重子	II .
景山 彌	n .
上杉 孝治	II .
西尾。義晴	II .
前田二郎	II .
前田 繁春	II .
前野 亀喜	II .
前野 耕三	II .
村上	ıı .
大下 愿	ıı .
大上 弘明	II .
大野木秀雄	n .
滝本 正德	n .
谷村 重壽	II .
竹内 正枝	II .
中谷 誠	П
島津 光詮	II .
島津 茂	II .
福島つね子	II .
— 岩崎 たる	鳥取市岩坪字東谷1327の5
宮本潔	II .
景下八重子	"
景山 彌	"
上杉 孝治	"
	"
前田二郎	"
	II .
前野亀喜	II .
前野耕三	n .
村上	II .
大下愿	n
大上、弘明	n
大野木秀雄	n
スジホス雄 滝本 正徳	n
谷村・重壽	"
竹竹 里壽	"

竹内 正枝	n .
中谷 誠	ıı .
島津 光詮	ıı .
島津 茂	ıı .
福島つね子	ıı .
中村 深雪	鳥取市岩坪字中椀谷北1654の27
福島義男	鳥取市岩坪字柳枝谷山1660の29
福島つね子	鳥取市岩坪字柳枝谷山1660の41
"	鳥取市岩坪字柳枝谷山1660の42

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月29日

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成18年8月29日付鳥取県告示第624号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田啓二郎	鳥取市国府町上地字水無シ877の1
吉田 勇吉	II .
細砂 勘次	ıı .

		_
細砂千代三	"	
森田源五郎	ıı .	
森田峯太郎	ıı .	1
霜村宇之太郎	ıı .	1
霜村 経茂	ıı .	
霜村 虎松	ıı .	1
霜村 新藏	ıı .]
霜村千代造	ıı .	
霜村太郎吉	ıı .	
霜村長次郎	II .	
霜村 米二	II .	
霜村 辨造	II .	
大塚 忠義	ıı .]
大塚長太郎	ıı .	
大塚梅次郎	ıı .	
谷口 ふて	II .	
谷口喜次郎	II .	
谷口 亀松	II .	
谷口 健治	II .	
谷口健太郎	II .	
谷口市十郎	II .	
谷口 周造	ıı .	
谷口 勝藏	ıı .	
谷口小市郎	II .	
谷口 滝藏	ıı .	
谷口 辰造	n .	
谷口 竹藏	II .	
谷口 米造	II .	
谷口弥之助	ıı .	
谷口与太郎	ıı .	
谷口 辨藏	ıı .	-
中村 岩松	II .	-
中村 亀松	ll ll	
中村 菊藏	ll .	
濱田 秀藏	ll ll	
吉田啓二郎	鳥取市国府町上地字水無シ877の 2	
吉田勇吉	II .	-
細砂 勘次	ll ll	_
細砂千代三	ll ll	_
森田源五郎	ıı .	-
森田峯太郎	ıı .	-
霜村宇之太郎		-
霜村 経茂	ll ll	-

霜村 虎松 11 霜村 新藏 霜村千代造 " 霜村太郎吉 // 霜村長次郎 霜村 米二 " 霜村 辨造 // 大塚 忠義 // 大塚長太郎 大塚梅次郎 // 谷口 ふて 11 谷口喜次郎 谷口 亀松 11 谷口 健治 11 谷口健太郎 " 谷口市十郎 谷口 周造 11 谷口 勝藏 // 谷口小市郎 谷口 滝藏 11 谷口 辰造 // 谷口 竹藏 谷口 米造 谷口弥之助 11 谷口与太郎 谷口 辨藏 中村 岩松 // 中村 亀松 11 中村 菊藏 濱田 秀藏 森谷 豊 | 鳥取市国府町上地字水無シ877の3 (次の図に示す部分に限る。) 霜村 淳一 霜村 峯治 11 大塚 泉 // 谷口 栄 谷口健太郎 " 谷口 光春 // 谷口 高夫 // 谷口 昇 谷口 正勝 // 谷口 正則 11 谷口 忠義 谷口 直敏

谷口 武茂		II .
谷口 稔		п
谷口 龍實		п
吉田啓二郎	鳥取市国府町上地字水無シ877の4	(次の図に示す部分に限る。)
吉田 勇吉		И
細砂 勘次		И
細砂千代三		И
森田源五郎		"
森田峯太郎		"
霜村宇之太郎		"
霜村 経茂		И
霜村 虎松		И
霜村 新藏		"
霜村千代造		И
霜村太郎吉		"
霜村長次郎		"
霜村 米二		"
霜村 辨造		"
大塚忠義		"
大塚長太郎		"
大塚梅次郎		"
谷口ふて		"
谷口喜次郎		"
谷口 亀松		"
谷口 健治		"
谷口健太郎		"
谷口市十郎		"
谷口 周造		"
谷口 勝藏		"
谷口小市郎		"
谷口 滝藏		"
谷口 辰造		"
谷口 竹藏		"
谷口 米造		"
谷口弥之助		"
谷口与太郎		"
谷口 辨藏		"
中村岩松		"
中村 亀松		"
中村 菊藏		II .
濱田 秀藏		"
吉田啓二郎	 鳥取市国府町上地字水無シ877の5	
吉田勇吉		"

	加 4x 水 ム fix	为1020日
細砂 勘次		II .
細砂千代三		II .
森田源五郎		n .
森田峯太郎		II .
霜村宇之太郎		II .
霜村 経茂		II .
霜村 虎松		II .
霜村 新藏		II .
霜村千代造		II .
霜村太郎吉		"
霜村長次郎		11
霜村 米二		11
霜村 辨造		11
大塚 忠義		"
大塚長太郎		II .
大塚梅次郎		II .
谷口 ふて		"
谷口喜次郎		<i>II</i>
谷口 亀松		<i>II</i>
谷口 健治		"
谷口健太郎		"
谷口市十郎		"
谷口 周造		"
谷口 勝藏		"
谷口小市郎		"
谷口 滝藏		"
谷口 辰造		"
谷口 竹藏		"
谷口 米造		"
谷口弥之助		"
谷口与太郎		II .
谷口 辨藏		II .
中村 岩松		II .
中村 亀松		II .
中村 菊藏		II .
濱田 秀藏		II .
細砂 勘次	鳥取市国府町上地字扇ノ山878の1	(次の図に示す部分に限る。)
森田 宏		II .
森田多美雄		II .
霜村 清一		II .
霜村千代造		II .
大塚 茂冨		II .

谷口喜代松		II .
谷口 幾造		II .
谷口 健治		II .
谷口 高史		п
谷口佐太郎		П
谷口 寿春		И
谷口 隻治		II .
谷口 大藏		"
谷口 忠義		II .
谷口 徳実		II .
谷口 徳平		II .
細砂 勘次	鳥取市国府町上地字扇ノ山878の5	(次の図に示す部分に限る。)
森田 宏		"
森田多美雄		"
霜村 清一		II .
霜村千代造		II .
霜村 峯治		11
大塚 茂冨		11
谷口 むめ		11
谷口喜代松		11
谷口 幾造		11
谷口 健治		II .
谷口佐太郎		II .
谷口 寿春		п
谷口 隻治		п
谷口 大藏		п
谷口 忠義		п
谷口 徳実		II .
谷口 徳平		II .
吉田啓二郎	鳥取市国府町上地字扇ノ山878の6	(次の図に示す部分に限る。)
吉田 勇吉		"
細砂 勘次		II .
細砂千代三		II .
細砂 平藏		"
森田源五郎		II .
森田峯太郎		II .
霜村宇之太郎		II .
霜村 経茂		II .
霜村 虎松		II .
霜村 新藏		II .
霜村千代造		II .
霜村太郎吉		II .
霜村長次郎		11

	ישו כיי דוק דיון שייי	
霜村 米二	"	
看们 不一 霜村 辨造	"	
大塚忠義	"	
大塚長太郎	"	
大塚梅次郎	"	
→ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	"	
谷口喜次郎	"	
谷口 亀松	<i>II</i>	
谷口健治		
谷口健太郎	"	
谷口市十郎	"	
谷口周造	II .	
谷口勝藏	II .	
谷口小市郎	II .	
谷口滝蔵	ll	
谷口 辰造	II .	
谷口 竹藏	II .	
谷口 米造	ll .	
谷口弥之助	II .	
谷口与太郎	ll .	
谷口 辨藏	ll .	
中村 岩松	II .	
中村 亀松	ll .	
中村菊藏	ll .	
濱田 秀藏	<i>II</i>	
吉田啓二郎	鳥取市国府町上地字扇ノ山878の7	
吉田 勇吉	ll	
細砂 勘次	II .	
細砂千代三	II .	
細砂 平藏	ll .	
森田源五郎	ll .	
森田峯太郎	ll .	
霜村宇之太郎	ll .	
霜村 経茂	ll .	
霜村 虎松	ll .	
霜村 新藏	ll .	
霜村千代造	ll .	
霜村太郎吉	ll .	
霜村長次郎	II .	
霜村 米二	II .	
霜村 辨造	II .	
大塚 忠義	II .	
大塚長太郎	11	

大塚梅次郎	7,7,0,0,0,0		1 110 11 11 11	2,000 0
谷口 ふて				
谷口喜炊部				II .
谷口 盤松 " 谷口 健治 " 谷口市土部 " 谷口 房蓮 " 谷口 房蓮 " 谷口 別藏 " 谷口 八茂蓮 " 谷口 水蓮 " 谷口 水蓮 " 谷口 水蓮 " 谷口 水蓮 " 谷口 外藏 " 谷口 野菜 " 谷口 野菜 " 中村 墓松 " 中村 菊藏 " 唐田啓 郎 鳥取市国府町上地字房ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 田砂 勘次 " 福田砂千代三 " 森田源五郎 " 森田源五郎 " 森田東大郎 " 電村 天太郎 " 羅村 大路 " 電村 大路 "	谷口	ふて		II .
谷口健大郎 " 谷口理大郎 " 谷口用節 " 谷口 開蔵 " 谷口 飛藏 " 谷口 飛藏 " 谷口 飛遊 " 谷口 永遠 " 谷口 永遠 " 谷口 芳蔵 " 谷口 芳蔵 " 谷口 芳蔵 " 谷口 芳蔵 " 谷口 野藏 " 中村 岩松 " 中村 菊蔵 " 本田 秀蔵 " 唐田 秀蔵 " 畑砂 勘別 " 畑砂 勘別 " 郷村 野五郎 " 森田 摩五郎 " 森田 李太郎 " 森村 新藏 " 露村 大松 " 霜村 新藏 " 素村 大塚長太郎 " 大塚長太郎 " 大塚長太郎 " 大塚長太郎 " 谷口 多て " 谷口 多太 " 谷口 多太 "	谷口喜	喜次郎		II .
谷口健大郎	谷口	亀松		И
谷口 用造 " 谷口 閉蓋 " 谷口 下部 " 谷口 汽遊 " 谷口 穴遊 " 谷口 竹蔵 " 谷口 水造 " 谷口 水造 " 谷口 外蔵 " 中村 岩松 " 中村 菊藏 " 演田 秀藏 " 吉田 勇吉 " 細砂干代三 " 森田源五郎 " 森田東太郎 " 霜村 虎松 " 霜村 千代宣 " 霜村 千代造 " 霜村 千成造 " 霜村 千成造 " 霜村 米二 " 霜村 州造 " 大塚長太郎 " 大口高次郎 " 谷口 高大郎 " 谷口 高大郎 " 谷口 高大郎 " 日本 九郎 " 「中村 京都村 千成造 " 電村 千成造 " 電村 千成造 " 電村 千成造 " 電村 千成 " 電村 千成 " 電村	谷口	健治		II .
谷口 周進 合口 勝蔵 の口小市郎 合口 滝蔵 の口 「滝蔵 の口 「滝蔵 の口 「機蔵 の口 「機蔵 の口 「機蔵 の口 「米造 の口 「米造 の口 「外蔵 の口 「水池 のでですがかに限る。) のでですがかに限る。) のでですがかに限る。) のでですがかに限る。) のでですがかいた。 のでですがかいた。 のでですがいた。 のでですがいた。 のでですがいた。 のでですがいた。 のでですがいた。 のですがいた。 のですがいたがいた。 のですがいたがいたがいたがいたがいた。 のですがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたがいたが	谷口傾	性太郎		II .
谷口 勝蔵 " 谷口 冷蔵 " 谷口 辰造 " 谷口 竹蔵 " 谷口 竹蔵 " 谷口 竹蔵 " 谷口 外蔵 " 中村 岩松 " 中村 竜松 " 中村 寛蔵 " 清田 秀蔵 " 吉田 勇吉 無砂・ " 細砂千代三 " 森田 秦太郎 " 霜村李之大郎 " 霜村 経茂 " 霜村 民茂 " 霜村 代造 " 霜村 米二 " 霜村 米二 " 霜村 大郎 " 霜村 米二 " 霜村 大塚 " 大塚橋次郎 " 谷口 ふて " 谷口 喜次郎 " 谷口 高次郎 "	谷口市	市十郎		II .
谷口小市部	谷口	周造		II .
谷口 滝蔵 " 谷口 竹蔵 " 谷口 外蔵 " 谷口 外蔵 " 谷口 方太郎 " 谷口 外蔵 " 中村 岩松 " 中村 菊蔵 " 店田 秀蔵 " 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂 干代三 " 森田 源五郎 " 森田 源五郎 " 霜村 条枝 " 霜村 人庭松 " 霜村 八造 " 霜村 米二 " 霜村 外造 " 大塚長太郎 " 大塚樹次郎 " 谷口 ふて " 谷口 亀松 "	谷口	勝藏		II .
谷口 辰造	谷口小	(市郎		II .
谷口 外蔵 n 谷口 外遺 n 谷口 外蔵 n 谷口 外蔵 n 中村 岩松 n 中村 竜松 n 中村 菊蔵 n 濱田 秀蔵 n 吉田宮二郎 鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 勇吉 n 細砂千代三 n 森田源五郎 n 森田東玄郎 n 森日本太郎 n 霜村 庭校 n 霜村 虎松 n 霜村 永本 n 霜村大心吉 n 霜村大心吉 n 霜村 永二 n 霜村 辨造 n 大塚長太郎 n 大塚梅次郎 n 谷口 ふて n 谷口 鬼松 n	谷口	滝藏		<i>II</i>
谷口 米造 " 谷口弥之助 " 谷口 外藏 " 中村 岩松 " 中村 亀松 " 中村 菊蔵 " 濱田 秀蔵 " 吉田啓二郎 鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 勇吉 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田楽太郎 " 霜村李之太郎 " 霜村 発茂 " 霜村 新蔵 " 霜村大郎吉 " 霜村大郎吉 " 霜村大郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 東大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 高大郎 "	谷口	辰造		<i>II</i>
谷口弥之助 " 谷口 辨藏 " 中村 岩松 " 中村 亀松 " 中村 菊藏 " 清田 秀藏 " 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田楽太郎 " 霜村 经茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村大郎吉 " 霜村大郎吉 " 霜村 殊遺 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 高大 " 谷口 亀松 "	谷口	竹藏		<i>II</i>
谷口 辨蔵 " 中村 岩松 " 中村 亀松 " 中村 菊蔵 " 濱田 秀蔵 " 吉田啓二郎 " 高田砂 勘次 " 細砂 千代三 " 森田源五郎 " 森田家五郎 " 霜村 経茂 " 霜村 原松 " 霜村 新蔵 " 霜村大造 " 霜村大地二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口 亀松 "	谷口	米造		<i>II</i>
合口 辨蔵 " 中村 岩松 " 中村 竜松 " 中村 菊蔵 " 濱田 秀蔵 " 吉田 秀志 " 細砂 勘次 " 細砂・千代三 " 森田源五郎 " 森田華太郎 " 霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 大化造 " 霜村大代造 " 霜村 米二 " 霜村 井木 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 合口 ふて " 合口 喜次郎 "	谷口弥	7之助		"
中村 岩松 " 中村 亀松 " 中村 菊藏 " 濱田 秀藏 " 吉田啓二郎 鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田東太郎 " 霜村 全茂 " 霜村 廃松 " 霜村 千代造 " 霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 高、て " 谷口 毫次郎 "	谷口与	太郎		"
中村 亀松	谷口	辨藏		"
中村 菊蔵 " 濱田 秀蔵 " 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田家太郎 " 霜村宇之太郎 " 霜村 虎松 " 霜村 虎松 " 霜村 千代造 " 霜村大郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 高て " 谷口 亀松 "	中村	岩松		"
濱田 秀藏 " 吉田啓二郎 鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田楽太郎 " 霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村大郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚長太郎 " 大塚春次郎 " 谷口 ふて " 谷口 亀松 "	中村	亀松		"
吉田啓二郎 鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8 (次の図に示す部分に限る。) 吉田 勇吉 " 細砂 勘次 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田峯太郎 " 霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 千代造 " 霜村大郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 高大郎 " 谷口 毫次郎 "	中村	菊藏		"
吉田 勇吉 " 細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田峯太郎 " 霜村 庭茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新蔵 " 霜村大郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	濱田	秀藏		n .
細砂千代三 " 森田源五郎 " 森田峯太郎 " 霜村字之太郎 " 霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村大郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口 喜次郎 " 谷口 亀松 "	吉田啓	8二郎	鳥取市国府町上地字扇ノ山878の8	(次の図に示す部分に限る。)
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	吉田	勇吉		"
森田源五郎	細砂	勘次		"
森田峯太郎	細砂千	代三		"
霜村宇之太郎 " 霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村千代造 " 霜村太郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	森田源	五郎		"
霜村 経茂 " 霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村千代造 " 霜村太郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	森田峯	基太郎		n .
霜村 虎松 " 霜村 新藏 " 霜村千代造 " 霜村太郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村宇	之太郎		II .
霜村 新藏 " 霜村千代造 " 霜村太郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村	経茂		II .
霜村千代造 " 霜村太郎吉 " 霜村長次郎 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村	虎松		n .
霜村太郎吉 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村	新藏		"
霜村長次郎 " 霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村千	一代造		II .
霜村 米二 " 霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村太	郎吉		II .
霜村 辨造 " 大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村長	長次郎		"
大塚 忠義 " 大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村	米二		n .
大塚長太郎 " 大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	霜村	辨造		n .
大塚梅次郎 " 谷口 ふて " 谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	大塚	忠義		n .
谷口 ふて"谷口喜次郎"谷口 亀松"	大塚長	表郎		n .
谷口喜次郎 " 谷口 亀松 "	大塚植	事次郎		n .
谷口 亀松 "	谷口	ふて		n .
	谷口喜	喜次郎		n .
谷口 健治 "	谷口	亀松		"
	谷口	健治		И

谷口市十郎	n .
谷口 周造	II .
谷口 勝藏	II .
谷口小市郎	II .
谷口 滝藏	II .
谷口 辰造	II .
谷口 竹藏	II .
谷口 米造	II .
谷口 辨藏	II .
谷口彌之助	II .
中村 岩松	II .
中村 亀松	II .
中村 菊藏	II .
中村 金藏	II .
濱田 秀藏	II .

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

	26	平成18年9月29日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第7826号	
Γ										7
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										
l										
l										
l										
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										١
l										
l										١